Ⅳ 不正や権利侵害に対する監査等

1　社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

令和7年度に特別監査を行った社会福祉法人はありませんでした。

２ 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、不正請求や虚偽報告などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和７年度に監査を行った事業は８件（１種別）でした。

また、令和７年度に行政処分及び改善勧告を行った事業所はありませんでした。

令和7年度　監査実施件数

通所介護事業	合計
８件（１種別）	８件

３　障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和７年度に監査を行った事業所は６か所（８種別）でした。また、監査の結果、改善勧告を行った事業所は１か所、行政処分を行った事業所は４か所でした。

主な処分事例

種　別	就労移行支援		
監査実施までの経緯	事業所の管理者から東京都に対し、運営基準違反の報告があった。 東京都が事業所の運営状況を確認した結果、指定申請と人員基準について不正又は著しい不当があった疑いがあると判断したため、監査を実施した。		
処分理由	【運営基準違反及び不正請求】 １　不正の手段による申請 本件事業所は、指定申請において、常勤職員の一日当たりの勤務時間について事実と異なる内容で申請し、不正に指定を受けた。 ２　人員基準違反 本件事業所は、上記１の不正の手段による指定を受けるとともに、開設からの半年間において、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 155 号以下「都条例」という。）で定める人員基準を満たしていなかった。 ３　不正請求 上記２のとおり、都条例で定める人員基準を満たしていない期間について、サービス提供職員欠如減算等を実施していなかった。		
措　置	指定の一部効力停止	不正受領額	―

【根拠法令等】障害者総合支援法第50条第１項第４号及び第６号及び第９号該当

４ 保護施設に対する特別指導検査

保護施設が、以下のいずれかに該当する場合に、特別指導検査を行い、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

・　事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
・　最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
・　一般指導検査における問題点の是正改善がみられないとき。
・　正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

特別指導検査の結果、保護施設の設備又は運営が生活保護法第39条第1項の基準に達しないときは、文書により改善を指示し、改善報告書の提出を求めますが、改善措置が講じられない場合は、同法第45条第2項に基づく改善命令、事業の停止命令又は認可の取消しを行うことができます。

令和7年度に特別指導検査を行った保護施設はありませんでした。

5 生活保護法の指定医療機関に対する検査等

医療扶助又は自立支援に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等があるときは、検査又は監査（以下、「検査等」という。）を実施します。

検査等の結果、不正等が判明した指定医療機関又は指定自立支援医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）に対しては、生活保護法第51条第2項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第68条に基づき、指定医療機関等の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

令和７年度に元指定医療機関１か所について検査を実施しました。
また、行政処分を実施した指定医療機関等はありませんでした。
なお、廃止済みのため行政処分の対象とならないものの、診療報酬の請求に係る不正が確認された元指定医療機関が１か所ありました。

種　別	**指定医療機関（生活保護法）**		
検査において判明した不正・不当事項	（1）患者が来院していない（入院中、死亡、外国に滞在中を含む。）にもかかわらず、診療を実施したとして、診療報酬の不正請求を行っていた（架空請求）。 （2）実際に行った診療に行っていない診療を付け増して、診療報酬の不正請求を行っていた（付増請求）。 （3）実際に行った診療を行っていない別の診療に振り替えて、診療報酬の不正請求を行っていた（振替請求）。 （4）算定要件を満たしていないにもかかわらず、診療報酬の不当な請求を行っていた（不当請求）。		
処分理由	処分なし（廃止済みのため）		
措　置	なし （廃止済みのため）	不正請求額	66,455,760 円 （返戻済み 1,471,250 円を含む。）

６ 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和7年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、認可保育所が2施設、認証保育所が2施設、認可外保育施設が４施設、幼保連携型認定こども園が１施設でした。

なお、令和7年度に改善勧告や行政処分を行った施設はありませんでした。

7 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

（1） 令和7年度 監査実施状況

医科	歯科	保険薬局	訪問看護	柔道整復	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧	合計
6件	3件	―	1件	―	―	10件

※令和6年度以前からの監査継続案件で、令和7年度にも監査を行った案件を含みます。

（2） 令和7年度 処分等状況

医科保険医療機関の指定、保険医の登録の取消　4件（取消相当を含む。）
受領委任の取扱の中止　3件（中止相当を含む。）

（3） 主な処分等事例

種　別	**医科保険医療機関**
監査実施までの経緯	当該保険医が理事長及び管理者を務める保険医療機関を受診した複数の患者及び複数の保険者から、診療日数や診療内容が実際より多く請求されているという情報提供があった。 個別指導を実施したところ、診療報酬の請求に疑義が生じたため、個別指導を中断した。 このため患者調査を実施したところ、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、監査を実施した。 （健康保険法第 78 条、国民健康保険法第 45 条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第 72 条）
処分理由	不正請求の疑いが認められ、監査への出頭を求めたが、正当な理由なく監査を拒み、忌避した。
措　置	保険医の登録取消 （健康保険法第 81 条）

【根拠法令等】健康保険法等

種　別	**柔道整復施術所**
監査実施までの経緯	当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があったが、当該施術所は受領委任を辞退しており、個別指導を実施できないことから、監査を実施した。
処分理由	当該施術所以外で行った施術を、当該施術所で行ったものとして、療養費を不正に請求していた。 実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
措　置	受領委任の取扱中止相当

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等

種　別	**はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術所**
監査実施までの経緯	当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があったが、当該施術所は受領委任を辞退しており、個別指導を実施できないことから、監査を実施した。
処分理由	実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。 実際には同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合に、それぞれを別の日に施術したものとして、療養費を不正に請求していた。
措　置	受領委任の取扱中止相当

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等